

## 大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、次条第4号の市産材及び同条第5号の県産材(以下「市産材等」という。)を使用した木造化又は木質化を支援し、もって木材産業の活性化と木材利用による二酸化炭素固定化に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の専用住宅又は店舗・事務所等併用住宅をいい、建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物で、共同住宅、建売住宅等を除き、建築主が居住する個人住宅をいう。
- (2) 新築又は増改築 新しく家を建てること又は増改築することで、既存部分の面積が建物総面積の20パーセントを超えるもの、模様替え及び曳き家等を除く。
- (3) 店舗・事務所等併用住宅 店舗、事務所等を併用する住宅をいい、店舗・事務所等の面積が建物総面積の20パーセントを超えるものを除く。
- (4) 市産材 市内の森林から産出された原木を加工した木材をいう。
- (5) 県産材 県内の加工場で製造された秋田杉を原材料とする乾燥材及び集成材の柱をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内において、延べ床面積が70平方メートル以上で次条に定める要件を満たす木造住宅を新築又は増改築した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条に規定する申請の日において補助対象者が市税等に未納がある場合、補助金の交付を受けることができないものとする。

### (補助対象木造住宅)

第5条 補助金の交付対象となる木造住宅(以下「補助対象木造住宅」という。)は次のいずれかとする。

- (1) 市産材使用木造住宅 木材使用量における市産材の使用率が6割以上、かつ、木材使用量が5立方メートル以上使用する木造住宅をいう。
- (2) 県産材使用木造住宅 県産材を1.5立方メートル以上使用する木造住宅をいう。

### (補助金の額及び上限額)

第6条 補助金の額及び上限額は、次に定めるところによる。ただし、国、県等が交

付する木材使用に係る補助金を受けたとき、又は受けようとしたときは、その額を控除した額とする。

- (1) 市産材使用住宅 市産材の構造材、下地材及び内装材の使用材積1立方メートル当たり1万円とし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金額の上限は15万円とする。
- (2) 県産材使用住宅 県産材の集成材を3.0立方メートル以上使用したときは10万円、1.5立方メートル以上3.0立方メートル未満使用したときは7万円及び県産材の乾燥材を3.0立方メートル以上使用したときは7万円、1.5立方メートル以上3.0立方メートル未満使用したときは5万円とする。ただし、補助金額の上限は10万円とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅の完成前に大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 木材使用量算出表(様式第3号)
- (3) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (4) 新築、増改築内容及び施工面積がわかる図面又は書類
- (5) 工事着手前の施工箇所の現況写真
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく確認申請書を提出している場合は、確認済証の写し
- (7) 市税等について未納がないことを証する書類
- (8) 国、県等が交付する木材使用に係る補助金を受ける場合は、補助予定金額がわかる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに決定の内容を大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更又は廃止)

第9条 前条の交付の決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)が、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を廃止しようとするときは、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金変更・廃止申請書(様式第5号)に、変更内容のわかる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、申請内容の変更又は廃止について承認したときは、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金変更・廃止決定通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金実績報告)

第10条 補助決定者は、住宅完成後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第8号)
- (2) 木材使用量実績表(様式第9号)
- (3) 使用された木材が市産材又は県産材であることを証明できる書類
- (4) 工事施工状況及び工事完了後の写真
- (5) 市産材又は県産材の使用状況写真
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく完了検査申請書を提出している場合は、検査済証の写し
- (7) 住民票の写し
- (8) 国、県等が交付する木材使用に係る補助金を受ける場合は、補助金額がわかる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金額確定通知書(様式第10号)により当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第12条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けた後、補助金の請求をしようとするときは、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定を取り消し、その内容を大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該補助決定者に通知するものとする。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 補助対象事業の施行方法が不適正であるとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に反したとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金返還命令書(様式第13号)により、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(調査等)

第14条 市長は、補助金の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助決定者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に現地調査及び帳簿書類等の調査を行わせることができる。

2 補助決定者は、市長が行うアンケート等の調査に協力するものとする。

(補助金の経理等)

第15条 補助決定者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

大 館 市 長 様

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付申請書

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金の交付を受けたいので、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 . 補助対象木造住宅（申請する補助対象木造住宅に をつけてください。）

補助対象木造住宅	申請
( 1 ) 市産材使用木造住宅	
( 2 ) 県産材使用木造住宅	

2 . 添付書類

- (1) 実施計画書（様式第 2 号）
- (2) 木材使用量算出表（様式第 3 号）
- (3) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (4) 新築、増改築内容及び施工面積がわかる図面又は書類
- (5) 工事着手前の施工箇所の現況写真
- (6) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の規定に基づく確認申請書を提出している場合は、確認済証の写し
- (7) 市税等について未納がないことを証する書類
- (8) 国、県等が交付する木材使用に係る補助金を受ける場合は、補助予定金額がわかる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）  
（その1）市産材使用木造住宅の場合

実施計画書

申請者	住所			
	氏名			
	電話番号			
物件の概要	建築場所			
	構造	木造	階数	
	敷地面積	平方メートル	延べ床面積（条件：70平方メートル以上であること。）	平方メートル
	着工予定日		完了予定日	
木材使用量	木材使用量（構造材、下地材及び内装材）			a 立方メートル
	木材使用量のうち市産材使用量（条件：5立方メートル以上であること。）			b 立方メートル
	市産材使用率 $b/a$ （条件：使用率60パーセント以上であること。）			パーセント
補助金額	区分	木材使用量	補助単価	金額
	市産材（構造材、下地材及び内装材）	立方メートル	10,000円/立方メートル	c 円 （上限15万円） 千円未満切捨て
	国、県等が交付する木材使用に係る補助金額			d 円
	補助予定額		（c-d）	円
施工業者	所在地			
	業者名			
	電話番号		FAX番号	
設計者	所在地			
	業者名			
	電話番号		FAX番号	

様式第2号（第7条関係）

（その2） 県産材使用木造住宅の場合

実施計画書

申請者	住所			
	氏名			
	電話番号			
物件の概要	建築場所			
	構造	木造	階数	
	敷地面積	平方メートル	延べ床面積（条件： 70平方メートル以上 であること。）	平方メートル
	着工予定日		完了予定日	
木材使用量	木材使用量（条件：1.5立方メートル以上であること。）			立方メートル
	木材使用量のうち県産材集成材使用量			立方メートル
	木材使用量のうち県産材乾燥材使用量			立方メートル
補助金額	県産材集成材区分（該当する区分にレ点）			金額
	県産材集成材3.0立方メートル以上使用			a 100,000円
	県産材集成材1.5立方メートル以上3.0立方メートル未満使用			b 70,000円
	県産材乾燥材区分（該当する区分にレ点）			金額
	県産材乾燥材3.0立方メートル以上使用			c 70,000円
	県産材乾燥材1.5立方メートル以上3.0立方メートル未満使用			d 50,000円
	計（a、b、c、dのうち該当する金額の合計）			e 円
	補助予定額（eまたは10万円の低い額）			f 円
	国、県等が交付する木材使用に係る補助金額			g 円
	補助予定額			(f-g) 円
施工業者	所在地			
	業者名			
	電話番号		FAX番号	
設計者	所在地			
	業者名			
	電話番号		FAX番号	

様式第3号(第7条関係)

木材使用量算出表

No.	区分	種類・部材名	樹種	産地	寸法(mm)			単材積 (立方メートル)	数量	材積 (立方メートル)	備考
					厚さ	長さ	幅				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
木材使用量計(立方メートル)											

欄が足りない場合は、複製して使用してください。

区分は「市産材」または「県産材」を記載してください。



様式第4号(第8条関係)

指令 第 号  
年 月 日

様

大館市長

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金について、次のとおり交付を決定したので、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助事業の名称 大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金
2. 補助対象木造住宅
3. 対象物件の所在地 大館市
4. 交付決定額 \_\_\_\_\_円
5. 交付条件
  - (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしないこと。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は廃止を決定したときは、速やかに補助金変更・廃止申請書により市長に申請すること。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

大館市長様

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金変更・廃止申請書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定を受けた補助金について、次のとおり  
変更・廃止したいので、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱第9条第  
1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更・廃止の理由及び内容

備考

変更の場合は、変更内容のわかる書類を添えて提出すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

大館市長

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金変更・廃止決定通知書

年 月 日付け、指令 第 号で交付決定した大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金の交付については、次のとおり変更・廃止を決定したので、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

1. 変 更

内容：

2. 廃 止

理由：

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

大館市長様

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定を受けた補助金について、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記の通り実績を報告します。

記

1. 補助事業の名称 大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金
2. 補助対象木造住宅
3. 交付決定額 円
4. 事業実績 別紙報告書のとおり
5. 添付書類
  - (1) 実施報告書(様式第8号)
  - (2) 木材使用量実績表(様式第9号)
  - (3) 使用された木材が市産材又は県産材であることを証明できる書類
  - (4) 工事施工状況及び工事完了後の写真
  - (5) 市産材又は県産材の使用状況写真
  - (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく完了検査申請書を提出している場合は、検査済証の写し
  - (7) 住民票の写し
  - (8) 国、県等が交付する木材使用に係る補助金を受ける場合は、補助金額がわかる書類の写し
  - (9) その他市長が必要と認めるもの

様式第8号(第10条関係)  
 (その1) 市産材使用木造住宅の場合

実施報告書

申請者	住所			
	氏名			
	電話番号			
物件の概要	建築場所			
	構造	木造	階数	
	敷地面積	平方メートル	延べ床面積(条件:70平方メートル以上であること。)	平方メートル
	着工日		完了日	
木材使用量	木材使用量(構造材、下地材及び内装材)			a 立方メートル
	木材使用量のうち市産材使用量(条件:5立方メートル以上であること。)			b 立方メートル
	市産材使用率 $b/a$ (条件:使用率60パーセント以上であること。)			パーセント
補助金額	区分	木材使用量	補助単価	金額
	市産材(構造材、下地材及び内装材)	立方メートル	10,000円/立方メートル	c 円 (上限15万円) 千円未満切捨て
	国、県等が交付する木材使用に係る補助金額			d 円
	補助額		(c-d)	円
施工業者	所在地			
	業者名			
	電話番号		FAX番号	
設計者	所在地			
	業者名			
	電話番号		FAX番号	

様式第8号(第10条関係)  
 (その2) 県産材使用木造住宅の場合

実施報告書

申請者	住所			
	氏名			
	電話番号			
物件の概要	建築場所			
	構造	木造	階数	
	敷地面積	平方メートル	延べ床面積(条件:70平方メートル以上であること。)	平方メートル
	着工日		完了日	
木材使用量	木材使用量(条件:1.5立方メートル以上であること。)		立方メートル	
	木材使用量のうち県産材集成材使用量		立方メートル	
	木材使用量のうち県産材乾燥材使用量		立方メートル	
補助金額	県産材集成材区分(該当する区分にレ点)		金額	
	県産材集成材3.0立方メートル以上使用		a	100,000円
	県産材集成材1.5立方メートル以上3.0立方メートル未満使用		b	70,000円
	県産材乾燥材区分(該当する区分にレ点)		金額	
	県産材乾燥材3.0立方メートル以上使用		c	70,000円
	県産材乾燥材1.5立方メートル以上3.0立方メートル未満使用		d	50,000円
	計(a、b、c、dのうち該当する金額の合計)		e	円
	補助予定額(eまたは10万円の低い額)		f	円
	国、県等が交付する木材使用に係る補助金額		g	円
	補助額		(f-g)	円
施工業者	所在地			
	業者名			
	電話番号		FAX番号	
設計者	所在地			
	業者名			
	電話番号		FAX番号	

様式第9号(第10条関係)

木材使用量実績表

No.	区分	種類・部材名	樹種	産地	寸法(mm)			単材積 (立方メートル)	数量	材積 (立方メートル)	備考
					厚さ	長さ	幅				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
木材使用量計(立方メートル)											

欄が足りない場合は、複製して使用してください。

区分は「市産材」または「県産材」を記載してください。

様式第10号(第11条関係)

指令 第 号  
年 月 日

様

大館市長

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助事業の名称 大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金
2. 補助対象木造住宅
3. 対象物件の所在地 大館市
4. 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円



様式第 1 1 号 ( 第 1 2 条関係 )

年 月 日

大 館 市 長 様

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金請求書

年 月 日付 指令 第 号で交付決定のあった大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金について、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 . 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

2 . 振込先口座等

金融機関名	
支店名	
口座種別	当 座 ・ 普 通
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第 1 2 号 ( 第 1 3 条関係 )

指令 第 号  
年 月 日

様

大館市長

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定した大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 . 補 助 事 業 の 名 称 大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金
- 2 . 補 助 対 象 木 造 住 宅
- 3 . 交 付 決 定 額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 . 交 付 取 消 額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 . 取 消 理 由

様式第13号(第13条の2関係)

年 月 日

様

大館市長

大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定を取り消した大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金について、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり返還を命じる。

記

1. 補助事業の名称 大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金
2. 返還すべき金額 \_\_\_\_\_ 円
3. 返 還 期 限 年 月 日
4. 返 還 方 法 納入通知書による納付